

様式第3

遺伝資源国内取得書発給に係る同意書

独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長 殿

依頼者 【記載要領 1】

住 所：東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇

氏名：株式会社 A 代表取締役社長 伊呂波 花子

【記載要領 2】

依頼者は、2017年〇月〇日付け依頼書にて、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に遺伝資源国内取得書発給を依頼するに当たり、以下の内容に同意します。

（用語）

第1条 用語は「生物の多様性に関する条約」（以下「生物多様性条約」という。）、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」及び「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（平成29年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号）」（以下「ABS指針」という。）に基づくものとします。

（適用範囲）

第2条 遺伝資源国内取得書（以下「取得書」という。）の発給対象となる遺伝資源は、次の各号に掲げる事項を全て満たすものとします。

- 一 生物多様性条約で規定する原産国が我が国であるもの。
 - 二 生物多様性条約で規定する提供国が我が国であるもの。
- 2 発給対象となる利用は、次の各号に掲げる事項を全て満たす、前項の遺伝資源の利用に限ります。
- 一 経済産業大臣が所管する事業での利用であること。
 - 二 ABS指針第1章第3の2で適用外とされた、食料及び農業のための植物遺伝資源の利用でないこと。
 - 三 ABS指針第1章第3の2で適用外とされた、パンデミックインフルエンザ事前対策枠組みに基づく利用でないこと。

（事業の実施）

第3条 機構は依頼者から遺伝資源国内取得書発給依頼書（以下「依頼書」という。）を受け取った後、発給可能であるか確認し、取得書の発給を実施し、その発給実績を経済産業大臣に報告します。

- 2 機構は、発給した取得書の発給番号等の機構 web サイトへの掲載をもってその有効性を示します。
- 3 依頼者は、取得書の再発給が必要になった場合は、所定の書面によって機構に依頼するものとします。機構はその書面の提出をもって、機構の管理している最新の登録情報にて取得書の発給を行います。

- 4 依頼者は、記載内容の訂正が必要になった場合は、所定の書面によって機構に依頼するものとします。機構はその書面の提出をもって、機構の管理しているデータを書き換え、書き換え後の情報にて取得書の発給を行います。
- 5 依頼者は、機構 web サイトへの取得書の写しの掲載有無の変更を希望する場合は、書面にて機構に依頼するものとします。機構はその書面の提出をもって、機構 web サイトの掲載有無の変更を行います。
- 6 上記 1 から 5 の業務を総称して、「本事業」といいます。

(手数料等)

第 4 条 依頼者は、前条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の事業の実施前に、機構へ手数料及び消費税相当額を支払うものとします。

- 2 機構は、いかなる場合においても一旦受領した手数料及び消費税相当額を返還しません。

(依頼者による保証)

第 5 条 依頼者は、第 3 条に示す機構へ提出する書面の記載内容に誤りがないことを保証します。

- 2 依頼者は、第 3 条に示す機構へ提出する書面の記載内容が事実と異なる場合、記載されるべき内容が記載されていない場合、またはその他依頼者が本同意書に違反している場合、これらのいずれかに起因し又は関連して発生した損害について、機構が一切の責任を負わないことに同意します。
- 3 依頼者は、機構から本事業について問合せを受けた内容に関して、虚偽なく答えるものとします。
- 4 依頼者は、第 3 条に示す機構へ提出する書面の記載内容に誤りがあることが判明したときは速やかに機構へ申し出ます。

(機構による情報の管理)

第 6 条 機構は、依頼者からの依頼に基づく本事業の実施、経済産業省からの本事業の実施に関する調査への回答を除き、依頼者からの書面による申し出以外の事由によって、依頼者から得た情報を開示しません。

(機構の免責)

第 7 条 機構は、依頼書の内容並びに依頼書に記載された内容をもとに発給する取得書に記載の遺伝資源及びその関連情報について、依頼者及び第三者に対して一切の責任を負いません。

(本業務の譲渡・移管)

第 8 条 機構は、本事業を包括的に第三者に譲渡し、又は依頼者に対して有する事業受託者としての地位、権利及び義務の全部又は一部を譲渡することができるものとします。

(準拠法及び専属的合意管轄裁判所)

第 9 条 本同意書の準拠法は日本法とし、本同意書に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議)

第 10 条 機構と依頼者は、本同意書に定めのない事項及び本同意書の解釈に生じた疑義について誠実に協議するものとします。